

しづぎんダイレクトバンキングサービス利用規定

1. しづぎんダイレクトバンキングサービスに関する事項（共通事項）
- (1) サービスの定義
- A. しづぎんダイレクトバンキングサービス（以下、「本サービス」という）とは、電話機、パーソナルコンピューター、スマートフォンまたは情報提供サービス対応携帯電話機等（以下「パーソナルコンピューター、スマートフォンおよび情報提供サービス対応携帯電話機等を総称して「端末機」という）を使用した、電話やインターネット等による契約者からの振込、振替その他の各種取引にかかる依頼を、当行が受け付けた当該依頼に基づき手続きを行なうサービスをいいます。
- B. テレホンバンクサービスとは、本サービスのうち電話機を使用した電話による依頼に基づくサービスをいいます。
- C. インターネットバンキングサービスとは、本サービスのうちパーソナルコンピューターまたはスマートフォンを使用したインターネットによる依頼に基づくサービスをいい、モバイルバンキングサービスとは本サービスのうち情報提供サービス対応携帯電話機等を使用した情報提供サービス等による依頼に基づくサービスをいい、両者を統合してインターネット・モバイルバンキングサービスといいます。
- D. サービスマニュエーとは、当行が本サービスを通じて提供する各種取引に関する機能の、取引の種類ごとの分類をいいます。
- (2) 基本サービス
- 本サービスは、テレホンバンクサービスが基本サービスとなりますので、テレホンバンクサービスの申込みが必須となります。
- (3) 利用規約
- 本サービスは、当行と普通預金取引があり、かつ日本国内に居住する個人のお客さま（15歳未満および、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者（以下「成年後見制度利用者」という）を除く）が利用できます。また、本条項のほか各サービスメニューにより異なる定めがあります。
- (4) 申込方法
- A. 本サービスは次のいずれかの方法により申込みができます。
- (a) しづぎんダイレクトバンキングサービス申込書（以下、「申込書」という）に、当行所定の本人確認資料を添付し、当行の本支店に提出する。（普通預金のある取扱店に限ります）
- (b) 申込書に、当行所定の本人確認資料を添付してメールオーダーサービスを利用し当行へ郵送する。（この場合、メールオーダーに添付された本人確認資料は返却しません）
- (c) 当行ホームページにおいて本サービスの申込みに必要な事項を入力し、当行へ送信する。
- B. 申込書の記載内容または当行ホームページにおいて入力した事項を点検のうえ、当行が適当と認めた場合に本サービスの契約は成るものとします。
- (5) ご利用カード
- A. 当行は、本サービスの契約者はご利用カードを貸与するものとし、届け出の住所に郵送ご利用番号を通知します。ご利用カードが郵送不着等の事由により契約者へ貸与できない場合は、当該申込みはなかったものとみなします。
- B. 本サービスは契約者以外は利用できません。ご利用カードに記載したインターネットバンキングご利用番号は他人に教えたり、知られてしまうようにしてくださり。また、ご利用カードは紛失・盗難にあわないよう十分に注意して保管してください。
- C. ご利用カードの紛失・盗難があったときは、ただちに当行のダイレクトサポートセンターに電話により届け出してください。この届け出の前に生じた損害については、当行に責める場合を除き、当行は責任を負いません。
- D. ご利用カードの汚損や氏名の変更等があったときは、ご利用カードを再発行しますので、当行本支店窓口へ、申込書に当該カードを添付して申込んでください。
- (6) 各口座の届け出・登録
- A. 契約者は本サービスを利用してする代表口座・振替事前登録口座および振込先事前登録口座を所定の書面または当行ホームページでの入力により届け出してください。なお、すでに「決済口座」を届け出ている場合は、当該口座を代表口座と読み替えるものとします。
- B. 代表口座とは、本サービスの申込み時に登録する本サービスを利用するための基本口座をいい、契約者の普通預金口座（総合口座普通預金を含む）。ただし競馬、競輪等の電話投票用口座等、当行所定の口座は登録できません。ただし、事業で使用する口座は代表口座に登録できません。なお、申込みにあたり、代表口座の登録は必須とします。
- C. 振替事前登録口座とは、振替サービスを利用する場合に事前に登録する契約者の振替用口座をいい、（名義および住所等が同一であること）の当行本支店の預金口座およびカードローン口座が登録できます。ただし本サービスを複数契約しているときは、他の契約で代表口座または振替事前登録口座に登録されている口座は、本契約の振替事前登録口座に登録できません。また、登録可能な口座は、当行所定の預金・カードローン種類、口座数に限ります。なお、代表口座は自動的に振替事前登録口座となります。
- D. 代表口座に以下の各号の口座を登録した場合、以下の口座が振替事前登録口座として自動的に登録されます。
- (a) 当行の総合口座取扱規定に定める総合口座（以下「総合口座」という）として利用される普通預金を登録した場合
当該口座と同じ総合口座として利用される定期預金口座
- (b) 当行所定のカードローンの指定預金口座を登録した場合
当該口座を指定預金口座とするカードローン口座
- E. 契約者が以下の各号の口座を開設した場合、以下の口座が振替事前登録口座として自動的に登録されます。
- (a) 代表口座と同じ総合口座として利用される定期預金口座
- (b) 代表口座を指定預金口座とするカードローン口座
- F. 振込事前登録口座とは、振込サービスを利用する場合に事前に登録する振込先の預金口座をいい、当行または当行の承認する金融機関の、国内本支店の預金口座を登録できます。また、登録可能な預金口座は、当行所定の預金種類、口座数に限ります。
- G. 当行所定の口座（競馬、競輪等の電話投票用口座等）は、振替事前登録口座および振込事前登録口座として登録できません。
- H. 本サービスでは、当行インターネット支店の口座をご利用いただくことはできません。振込事前登録口座として登録することはできません。
- (7) サービスの取扱日および取扱時間
- 本サービスの取扱日および取扱時間は、当行所定の取扱日および取扱時間内とします。ただし当行はこの取扱日および取扱時間に変更する場合があります。なお、この場合当行は当行所定の方法により事前に契約者に連絡します。また、本条項のほか各サービスメニューにより異なる定めがあります。
- (8) 利用手数料
- A. 本サービスの利用手数料は無料です。（振込に伴う振込手数料、組戻しに関する手数料等は別途定める手数料をいきます）
- B. 当行はこの利用手数料を変更する場合があります。なお、この場合当行は当行所定の方法により事前に契約者に連絡します。
- (9) 届け出事項の変更等
- 届け出印刷の紛失・盗難があったとき、または印章、氏名、住所、電話番号、暗証番号その他の本サービスにかかる届け出事項に変更があったときは、契約者はただちに当行所定の画面により当行本支店に届け出してください。なお、届け出事項のうち住所ならびに電話番号の変更については、各種預定規定およびその他の取扱規定にかかるわざ、本サービスにおける住所変更受付サービスにより変更を届け出できます（お取扱いの内容によっては受け付かない場合があります）。後記4.（10）住所変更受付サービスを参照ください）。この届け出の前に生じた損害については、当行に責める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (10) 契約期間
- 本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。
- (11) 国外からのご利用
- 契約者が本サービスを日本国外から利用する場合には、満在地の法律・制度・通信事情・端末機の仕様等により、本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。満在地の法律等を事前にご確認ください。
- (12) 解約
- A. 都合解約
- 本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約できます。なお、契約者からの解約は、申込書にご利用カードを添付して当行本支店に提出、またはメールオーダーサービスを利用し当行にて申込書をご利用カードを郵送することにより行なうものとします。
- B. 強制解約
- 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はなんら通知することなく、ただちに本契約を解約できます。
- (a) 支払の停止または破産手続開始・民事再生手続開始の申し立てがあったとき。
- (b) 支払の停止または破産手続開始・民事再生手続開始の申し立てがあったとき。
- (c) 相続の開始があったとき。
- (d) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める取引時確認をできないと当行が判断したとき。
- (e) 成年後見制度利用者となつたとき。
- (f) その他本契約に違反したとき。
- C. 代表口座等の解約
- 代表口座が解約されたときは、本契約は当然に解約されたものとみなします。また、振替事前登録口座または振込先事前登録口座に登録された口座が解約されたときは、本契約は該当する口座に関し解約されたものとみなします。
- D. 解約の通知
- 当行が解約の通知を届け出住所にて発信した場合に、その通知が契約者の責めに帰すべき事由により契約者に到着しなかつたときまたは延長したときは通常到着すべき時刻に到着したものとみなします。
- (13) サービスの停止
- 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも本契約に基づく全部または一部のサービスの提供を停止できます。
- (a) 最終利用日から1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (b) 契約者が当行の各種取扱規定に違反したとき。
- (c) 当行にサービスの停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (14) 規定の適用
- 本規定に定めのない事項については、代表口座や振替事前登録口座等にかかる各種預金規定、振込規定、投資信託・各種外貨預金・国債等公共債にかかる諸規定により取扱います。
- (15) 規定の変更
- 当行は当行所定の方法により契約者に事前に連絡のうえ、本規定の内容を変更できます。この場合、変更日以降は変更後の内容に従い本サービスを取扱います。
- (16) 譲渡・賃入れ等の禁止
- 本契約に基づく契約者の権利および義務の譲渡、賃入れ、ならびにご利用カードの第三者への貸与等はできません。
- (17) 成年後見人の届け出
- A. 家庭裁判所の審判により、補助・保護・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人の氏名その他の必要な事項を当行所定の書類で届け出してください。
- B. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を当行所定の書類で届け出してください。
- C. すでに補助・保護・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に届け出してください。
- D. 前3項の届け出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に届け出してください。
- E. 前4項の届け出の前に生じた損害について、当行に責める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (18) 本サービスの不正使用による振込等
- A. 暗証番号等の定義
- テレホンバンクご利用番号、暗証番号（後記2.（3）Aを参照ください）、およびID・パスワード（後記3.（3）Aを参照ください）を一括して「暗証番号等」といいます。
- B. 損害金額の補てん請求
- 本サービスで使用する暗証番号等の盗難・盗用（以下「盗難等」という）により、他人に本サービスを不正使用され生じた振込または税金、各種料金払込みサービス（後記4.（12）を参照ください。以下、「振込」と税金・各種料金払込みサービスを合わせて「振込等」という）による被害については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- (a) 暗証番号等の盗難等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- (b) 当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること
- (c) 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当行に示していること
- C. 補てん金額等
- 前項の請求がなされた場合、当該振込等が契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事があることを契約者が証明した場合は、30日以降になされた振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」という）を補てんするものとします。ただし、当該振込等が行われたことについて、当行に善意かつ無過失であり、かつ、当該振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当行は、被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。
- D. 補てん対象期間
- 前2項の規定は、前記B. にかかる当行への通知が、盗難等が行われた日（当該盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる暗証番号等を用いて行われた不正確な振込等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- E. 免責事項
- 前記B. の規定がなされた場合、当該振込等が契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事があることを契約者が証明した場合は、30日以降になされた振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」という）を補てんするものとします。ただし、当該振込等が行われたことについて、当行に善意かつ無過失であり、かつ、当該振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当行は、被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。
- F. 補てん対象額
- 前2項の規定は、前記B. にかかる当行への通知が、盗難等が行われた日（当該盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる暗証番号等を用いて行われた不正確な振込等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- G. 免責事項
- 前記B. の規定にかかるわざ、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんの責任を負いません。
- (a) 当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- イ. 当該振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合
- ロ. 契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行なっている家政婦など。）によって行われた場合
- ハ. 契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行なった場合
- (b) 戰争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に巻き込まれた場合
- (c) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に巻き込まれた場合
- H. 準拠法および合意管轄事項
- 本契約の準拠法は日本法です。本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。
- I. 各個のサービスメニューの利用規定
- 本サービスの個々のサービスメニューの利用規定は、後記4. サービスマニュエーに記載します。
- J. サービスマニュエーの追加
- 本サービスに今後追加されるサービスメニューについて、契約者は新たに申込みしに利用できます。なお、この場合当行は当行所定の方法により事前に契約者に連絡します。
- K. 本規定における表記
- A. 本規定で時間の表記をするときは、24時間表記とします（例：「8時」は「午前8時」を指します）。
- B. 本規定で営業日または当行本店窓口営業日とは、当行本店窓口営業日を指します（土・日、祝日、12月31日～1月3日等の法令で定める銀行休業日を除く）。
- C. 本規定で当行本支店とは、当行の日本国内の本支店を指します。
- D. 本規定で日付、曜日、時刻を表記するときは、日本国内における日付、曜日、時刻を指すものとします。
- L. テレホンバンクサービスに関する事項
- (1) 使用できる電話機等
- A. 固線および電話機
- テレホンバンクサービスは、プッシュ回線の電話機、またはダイヤル回線の電話機でトーン信号の出る電話機、もしくはデジタル回線の電話機から利用できます。
- B. テスト用電話番号
- 電話機の機種によっては、テレホンバンクサービスを利用できないことがあります。テスト用電話番号を用意してあります。なお、この場合当行は当行所定の方法により事前に契約者に連絡します。
- C. テレホンバンクサービスのリスクの承諾
- 契約者は、電話機を使用することに起因するリスク（不正使用や通信中の回線切断等）、および当行が安全確保のために採用しているセキュリティ対策について理解し、リスクを承諾したうえでサービスを利用するものとします。
- D. 本人確認
- 端末機による本人確認の手続きは、次の方法により行なうものとします。
- E. ID・パスワード
- A. インターネット・モバイルバンキングサービスでは、ログインID（モバイルバンキングサービスの場合は情報提供サービス対応携帯電話機等の機体番号、以下同じ）、ログインパスワード、確認用パスワード、インターネットバンキングご利用番号（以下、本章において一括して「ID・パスワード」という）を使用します。なお、インターネットバンキングご利用番号はインターネットバンキングサービスのみで使用します。
- B. ログインID、ログインパスワード、確認用パスワードは端末機の画面から変更できます。なお、これらを変更を受け付ける場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに電子メールを送信します（電子メールにはID・パスワードを記載しません）。
- C. ログインID、ログインパスワード、確認用パスワードの入力を3回連続して誤った場合、インターネットバンキングサービス、モバイルバンキングサービスとも利用の一時停止（以下、「ロックアウト」という）になります。ロックアウトを2回繰り返した場合は、利用閉鎖となり、インターネット・モバイルバンキングサービスを利用できなくなります（テレホンバンクサービスは利用できます）。この場合、申込書でパスワード再登録

